

人事院会議議事録

会議日

令和4年3月31日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (給与局)
一之瀬給与第三課長

議題

給与法の改正に伴う人事院規則の制定等

議事の概要

- 議題「給与法の改正に伴う人事院規則の制定等」について、担当局から別添のとおり、人事院規則9-149の制定等を行うこととしたいと説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

給与法の改正に伴う人事院規則の制定等について

令和4年3月31日
給 与 局

1 概要

現在、国会において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が審議されている。改正法附則第2条第1項では、令和3年の人事院勧告事項を実現するため、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置が定められており、具体的には、同月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法本則の規定等により算定される額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に一定率を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とすることとされている。

また、改正法附則第2条第2項においては、令和3年12月に特別職国家公務員等に関する法令の規定に基づき期末手当を支給された者が、その後の出向等により令和4年6月に給与法に基づく期末手当を支給される場合には、上記と同様の調整を行うこととされている。改正法においては、こうした調整を行う対象となる職員の範囲等について、人事院規則で定めることとされており、以下のとおり、人事院規則の制定等を行うこととしたい。

2 制定する人事院規則等

(1) 人事院規則9—149（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）の制定

改正法附則第2条第2項では、令和3年12月に「人事院規則で定める法令」※①の規定に基づき期末手当を支給された者の調整額は、「人事院規則で定める者」※②との権衡を考慮して、「人事院規則で定める額」※③とすることを規定している。

これらの「人事院規則で定める」ものについては、次のとおり定めることとしたい。

① 人事院規則で定める法令

- ・ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和22年法律第80号）
- ・ 国会職員法（昭和22年法律第85号）
- ・ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和23年法律第75号）
- ・ 検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）
- ・ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）
- ・ 裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）

- ・ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）
- ・ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）
- ・ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成2年法律第49号）

② 人事院規則で定める者

上記①の法律の適用を受ける者

③ 人事院規則で定める額

改正法に規定する調整額に相当する額

※ 上記のほか、基準額又は調整額について1円未満の端数は切り捨てることを規定

(2) 昭和38年人事院公示第5号の一部改正

人事院規則9—149の制定に伴い、同規則第3条の人事院が定める事項に関する権限委任について、公示を整備する。

(3) 令和4年人事院公示第●号の制定

上記(2)の公示の一部改正に伴い、効力発生日が(2)よりも後である令和4年人事院公示第3号（定年年齢の引上げに係る人事院規則の制定等に伴う権限委任に関するもの）を一旦廃止し、(2)の内容を反映した上で、公示第3号の内容を引き継ぐ公示を新たに制定する。

3 公布日、施行日及び効力発生日

改正法の公布の日に公布・施行・効力発生とする。ただし、2(3)の公示（令和4年人事院公示第3号の廃止に係る規定を除く。）の効力発生日は、令和5年4月1日とする。

以 上